

現行の条文	現代語に訳し、罰金等臨時措置法を適用したもの
<p>鉄道営業法</p> <p>第一章 鉄道ノ設備及運送</p> <p>第一条 鉄道ノ建設、車両器具ノ構造及運転ハ国土交通省令ヲ以テ定ムル規程ニ依ルヘシ</p> <p>第二条 本法其ノ他特別ノ法令ニ規定スルモノノ外鉄道運送ニ関スル特別ノ事項ハ鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依ル</p> <p>② 鉄道運輸規程ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第三条 運賃其ノ他ノ運送条件ハ関係停車場ニ公告シタル後ニ非サレハ之ヲ実施スルコトヲ得ス</p> <p>② 運賃其ノ他ノ運送条件ノ加重ヲ為サムトスル場合ニ於テハ前項ノ公告ハ七日以上之ヲ為スコトヲ要ス</p> <p>第四条 伝染病患者ハ国土交通大臣ノ定ムル規程ニ依ルニ非サレハ乗車セシムルコトヲ得ス</p> <p>② 附添人ナキ重病患者ノ乗車ハ之ヲ拒絶スルコトヲ得</p> <p>第五条 火薬其ノ他爆発質危険品ハ鉄道カ其ノ運送取扱ノ公告ヲ為シタル場合ノ外其ノ運送ヲ拒絶スルコトヲ得</p> <p>第六条 鉄道ハ左ノ事項ノ具備シタル場合ニ於テハ貨物ノ運送ヲ拒絶スルコトヲ得ス</p> <p>一 荷送人カ法令其ノ他鉄道運送ニ関スル規定ヲ遵守スルトキ</p> <p>二 貨物ノ運送ニ付特別ナル責務ノ条件ヲ荷送人ヨリ求めサルトキ</p> <p>三 運送カ法令ノ規定又ハ公ノ秩序若ハ善良ノ風俗ニ反セサルトキ</p> <p>四 貨物カ成規ニ依リ其ノ線路ニ於ケル運送ニ適スルトキ</p> <p>五 天災事変其ノ他已ムヲ得サル事由ニ基因シタル運送上ノ支障ナキトキ</p> <p>② 前項ノ規定ハ旅客運送ニ之ヲ準用ス</p> <p>第七条 運送ニ付特別ノ設備ヲ要スル貨物ニ関シテハ鉄道ハ其ノ設備アル場合ニ限り之ヲ引受クルノ義務ヲ負フ</p> <p>第八条 鉄道ハ直ニ運送ヲ為シ得ヘキ場合ニ限り貨物ヲ受取ルヘキ義務ヲ負フ</p> <p>第九条 貨物ハ運送ノ為受取リタル順序ニ依リ之ヲ運送スルコトヲ要ス但シ運輸上正当ノ事由若ハ公益上ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>第十条 鉄道ハ貨物ノ種類及性質ヲ明告スヘキコトヲ荷送人ニ求ムルコトヲ得若シ其ノ種類及性質ニ付疑アルトキハ荷送人ノ立会ヲ以テ之ヲ点検スルコトヲ得</p> <p>② 点検ニ因リ貨物ノ種類及性質カ荷送人ノ明告シタル所ト異ナラサル場合ニ限り鉄道ハ点検ニ関スル費用ヲ負担シ且</p>	<p>鉄道営業法</p> <p>第一章 鉄道ノ設備及び運送</p> <p>第一条 鉄道ノ建設、車両器具ノ構造及び運転は、国土交通省令で定める規程によらなければならない。</p> <p>第二条 本法その他特別の法令に規定するもののほか、鉄道運送に関する特別の事項は、鉄道運輸規程の定めるところによる。</p> <p>② 鉄道運輸規程は、国土交通省令で定める。</p> <p>第三条 運賃その他の運送条件は、関係停車場に公告した後でなければ、実施することができない。</p> <p>② 運賃その他の運送条件の加重をしようとする場合においては、前項の公告は、七日以上行わなければならない。</p> <p>第四条 伝染病患者は、国土交通大臣の定める規程によらなければ、乗車させることができない。</p> <p>② 付添人のない重病患者の乗車は、拒絶することができる。</p> <p>第五条 火薬その他爆発質危険品は、鉄道がその運送取扱の公告をした場合を除いては、その運送を拒絶することができる。</p> <p>第六条 鉄道は、左の事項を具備した場合においては、貨物の運送を拒絶することができない。</p> <p>一 荷送人が法令その他鉄道運送に関する規定を遵守するとき。</p> <p>二 貨物の運送につき特別な責務の条件を荷送人から求めないとき。</p> <p>三 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反しないとき。</p> <p>四 貨物が、成規により、その線路における運送に適するとき。</p> <p>五 天災事変その他やむを得ない事由に基因した運送上の支障がないとき。</p> <p>② 前項の規定は、旅客運送について準用する。</p> <p>第七条 運送につき特別な設備を要する貨物に関しては、鉄道は、その設備がある場合に限り、これを引き受ける義務を負う。</p> <p>第八条 鉄道は、ただちに運送を行うことができる場合に限り、貨物を受け取る義務を負う。</p> <p>第九条 貨物は、運送のために受け取った順序で運送しなければならない。ただし、運輸上正当な事由又は公益上の必要があるときは、この限りでない。</p> <p>第十条 鉄道は、貨物の種類及び性質を明告すべきことを荷送人に求めることができる。もしその種類及び性質について疑いがあるときは、荷送人の立会いの上でこれを点検することができる。</p> <p>② 点検の結果、貨物の種類及び性質が荷送人の明告したところと異ならなかった場合に限り、鉄道は、点検に関する費用</p>

<p>之カ為生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス</p> <p>③ 前二項ノ規定ハ火薬其ノ他爆発質危険品ヲ成規ニ反シ手荷物中ニ収納シタル疑アル場合ニ之ヲ準用ス</p> <p>第十一条 旅客又ハ荷送人ハ手荷物又ハ運送品託送ノ際鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ表示料ヲ支払ヒ要償額ヲ表示スルコトヲ得</p> <p>② 前項ノ規定ニ依リ表示額カ託送手荷物又ハ運送品ノ引渡期間末日ニ於ケル到達地ノ価格及引渡ナキ場合ニ於テ旅客又ハ荷送人カ受クヘキ其ノ他ノ損害ノ合計額ヲ超ユルトキハ其ノ超過部分ニ付テハ其ノ表示ハ之ヲ無効トス</p> <p>第十一条ノ二 要償額ノ表示アル託送手荷物又ハ運送品ノ滅失又ハ毀損ニ因ル損害ニ付賠償ノ責ニ任スル場合ニ於テハ鉄道ハ表示額ヲ限度トシテ一切ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス此ノ場合ニ於テ鉄道ハ損害額カ左ノ額ニ達セサルコトヲ証明スルニ非サレハ左ノ額ノ支払ヲ免ルルコトヲ得ス</p> <p>一 全部滅失ノ場合ニ於テハ表示額  二 一部滅失又ハ毀損ノ場合ニ於テハ引渡アリタル日(延著シタルトキハ引渡期間末日)ニ於ケル到達地ノ価格ニ依リ計算シタル価格ノ減少割合ヲ表示額ニ乗シタル額</p> <p>② 託送手荷物、高価品又ハ動物ニ付テハ託送ノ際旅客又ハ荷送人カ要償額ノ表示ヲ為ササル場合ニ於テハ鉄道ハ鉄道運輸規程ノ定ムル最高金額ヲ超エ其ノ滅失又ハ毀損ニ因ル損害ヲ賠償スル責ニ任セス</p> <p>③ 前二項ノ賠償額ノ制限ハ託送手荷物又ハ運送品カ鉄道ノ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リテ滅失又ハ毀損シタル場合ニハ之ヲ適用セス</p> <p>第十二条 引渡期間満了後託送手荷物又ハ運送品ノ引渡ヲ為シタル場合ニ於テハ延著トス</p> <p>② 引渡期間ハ鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依ル</p> <p>③ 延著ニ因ル損害ニ付賠償ノ責ニ任スル場合ニ於テハ鉄道ハ左ノ額ヲ限度トシテ鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ一切ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス</p> <p>一 要償額ノ表示アルトキハ其ノ表示額  二 要償額ノ表示ナキトキハ其ノ運賃額</p> <p>④ 前項ノ賠償額ノ制限ハ託送手荷物又ハ運送品カ鉄道ノ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リテ延著シタル場合ニハ之ヲ適用セス</p> <p>第十三条 鉄道カ引渡期間満了後一月ヲ経過スルモ託送手荷物又ハ運送品ノ引渡ヲ為ササル場合ニ於テハ旅客又ハ貨主ハ滅失ニ因ル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得但シ鉄道ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ引渡ヲ為ササル場合ハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>② 前項ノ規定ニ依リ賠償ヲ受ケタル者ハ其ノ請求ノ際留保ヲ為シタルトキハ到達ノ通知ヲ受ケタル後一月内ニ限り賠償金ヲ返還シテ託送手荷物又ハ運送品ノ引渡ヲ受ケルコトヲ得</p> <p>第十三条ノ二 荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハサル運送品ハ国土交通大臣ノ定ムル所ニ依リ公告ヲ為シタル後六月内ニ其ノ権利者ヲ知ル能ハサル場合ニ於テハ鉄道其ノ所有權ヲ取得スル託送手荷物及一時預リ品ニ付亦同シ</p>	<p>を負担し、かつ、このために生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>③ 前二項の規定は、火薬その他爆発質危険品を成規に反して手荷物中に収納した疑いがある場合について準用する。</p> <p>第十一条 旅客又は荷送人は、手荷物又は運送品託送の際に、鉄道運輸規程の定めるところにより、表示料を支払い、要償額を表示することができる。</p> <p>② 前項の規定による表示額が、託送手荷物又は運送品の引渡期間末日における到達地の価格及び引渡のない場合において旅客又は荷送人が受けるべきその他の損害の合計額を超えるときは、その超過部分については、その表示は無効とする。</p> <p>第十一条の二 要償額の表示がある託送手荷物又は運送品の滅失又は毀損による損害につき賠償の責任を負う場合においては、鉄道は、表示額を限度として一切の損害を賠償する責任を負う。この場合において、鉄道は損害額が左の額に達しないことを証明しなければ、左の額の支払いを免れることができない。</p> <p>一 全部滅失の場合においては、表示額  二 一部滅失又は毀損の場合においては、引渡しのあった日(延着したときは引渡期間末日)における到達地の価格により計算した価格の減少割合を表示額に乗じた額</p> <p>② 託送手荷物、高価品又は動物については、託送の際に旅客又は荷送人が要償額の表示をしない場合においては、鉄道は、鉄道運輸規程の定める最高金額を超えてその滅失又は毀損による損害を賠償する責任を負わない。</p> <p>③ 前二項の賠償額の制限は、託送手荷物又は運送品が鉄道の悪意又は重大な過失によって滅失又は毀損した場合には、適用しない。</p> <p>第十二条 引渡期間満了後託送手荷物又は運送品の引渡しをした場合においては、延着とする。</p> <p>② 引渡期間は、鉄道運輸規程の定めるところによる。</p> <p>③ 延着による損害につき賠償の責任を負う場合においては、鉄道は、左の額を限度として鉄道運輸規程の定めるところにより一切の損害を賠償する責任を負う。</p> <p>一 要償額の表示があるときは、その表示額  二 要償額の表示がないときは、その運賃額</p> <p>④ 前項の賠償額の制限は、託送手荷物又は運送品が鉄道の悪意又は重大な過失によって延着した場合には、適用しない。</p> <p>第十三条 鉄道が引渡期間満了後一月を経過しても託送手荷物又は運送品の引渡しをしない場合においては、旅客又は貨主は、滅失による損害賠償を請求することができる。ただし、鉄道の責めに帰することができない事由により引渡しをしない場合は、この限りでない。</p> <p>② 前項の規定により賠償を受けた者は、その請求の際に留保をしたときは、到達の通知を受けた後一月内に限り、賠償金を返還して託送手荷物又は運送品の引渡しを受けることができる。</p> <p>第十三条の二 荷受人及び荷送人を確知することができない運送品は、国土交通大臣の定めるところにより公告をした後六月内にその権利者を知ることができない場合においては、鉄道がその所有権を取得する。託送手荷物及び一時預り品についても、同様とする。</p>
---	---

第十三条ノ三 鉄道カ其ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リ貨物ノ引渡ヲ為スコト能ハサルトキハ貨主ノ費用ヲ以テ之ヲ倉庫營業者ニ寄託スルコトヲ得

② 貨物ヲ寄託シタルトキハ鉄道ハ遅滞ナク荷送人及荷受人ニ対シ其ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス

③ 貨物ヲ寄託シタル場合ニ於テ倉庫証券ヲ作製セシメタルトキハ其ノ証券ノ交付ヲ以テ貨物ノ引渡ニ代フルコトヲ得

④ 鉄道ハ第一項ノ費用ノ弁済ヲ受クル迄倉庫証券ヲ留置スルコトヲ得

⑤ 前四項ノ規定ハ貨物ノ引取期間内ニ其ノ引取ナキ場合ニ之ヲ準用ス

第十四条 運賃償還ノ債権ハ一年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第十五条 旅客ハ營業上別段ノ定アル場合ノ外運賃ヲ支払ヒ乗車券ヲ受クルニ非サレハ乗車スルコトヲ得ス

② 乗車券ヲ有スル者ハ列車中座席ノ存在スル場合ニ限り乗車スルコトヲ得

第十六条 旅客カ乗車前旅行ヲ止メタルトキハ鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ運賃ノ払戻ヲ請求スルコトヲ得

② 乗車後旅行ヲ中止シタルトキハ運賃ノ払戻ヲ請求スルコトヲ得ス

第十七条 天災事変其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ運送ニ着手シ又ハ之ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキハ旅客及荷送人ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ鉄道ハ既ニ為シタル運送ノ割合ニ応シ運賃其ノ他ノ費用ヲ請求スルコトヲ得

第十八条 旅客ハ鉄道係員ノ請求アリタルトキハ何時ニテモ乗車券ヲ呈示シ検査ヲ受クヘシ

② 有効ノ乗車券ヲ所持セス又ハ乗車券ノ検査ヲ拒ミ又ハ取集ノ際之ヲ渡ササル者ハ鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ割増賃金ヲ支払フヘシ

③ 前項ノ場合ニ於テ乗車停車場不明ナルトキハ其ノ列車ノ出発停車場ヨリ運賃ヲ計算ス乗車等級不明ナルトキハ其ノ列車ノ最優等級ニ依リ運賃ヲ計算ス

第十八条ノ二 第三条、第六条乃至第十三条、第十四条、第十五条及第十八条ノ規定ハ鉄道ト通シ運送ヲ為ス場合ニ於ケル船舶、軌道、自動車又ハ索道ニ依ル運送ニ付之ヲ準用ス

第十八条ノ三 鉄道ト船舶ト通シ運送ヲ為ス場合ノ運送ニ付テハ請求ニ因リ荷送人ハ全運送ニ対シ運送状ヲ交付スルコトヲ要ス

② 前項ノ場合ニ於テハ荷送人ノ請求ニ因リ全運送ニ対シ貨物引換証ヲ交付スルコトヲ要ス

③ 前二項ノ運送状又ハ貨物引換証ニ付テハ鉄道運送ニ於ケル運送状又ハ貨物引換証ニ関スル規定ヲ準用ス

第十八条ノ四 前二条ノ規定ノ適用ヲ受クヘキ船舶ニ依ル運送ノ区間及其ノ運送業者ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三条の三 鉄道がその責めに帰することができない事由により貨物の引渡しをすることができないときは、貨主の費用で、これを倉庫營業者に寄託することができる。

② 貨物を寄託したときは、鉄道は、遅滞なく荷送人及び荷受人に対してその通知を発しなければならない。

③ 貨物を寄託した場合において、倉庫証券を作製させたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることができる。

④ 鉄道は、第一項の費用の弁済を受けるまで、倉庫証券を留置することができる。

⑤ 前四項の規定は、貨物の引取期間内にその引取りがない場合について準用する。

第十四条 運賃償還の債権は、一年間行使しないときは、時効によって消滅する。

第十五条 旅客は、營業上別段の定めがある場合のほか、運賃を支払い、乗車券を受けなければ、乗車することができない。

② 乗車券を有する者は、列車中に座席が存在する場合に限り、乗車することができる。

第十六条 旅客が乗車前に旅行を止めたときは、鉄道運輸規程の定めるところにより、運賃の払戻しを請求することができる。

② 乗車後に旅行を中止したときは、運賃の払戻しを請求することができない。

第十七条 天災事変その他やむを得ない事由により、運送に着手し、又はこれを繼續することができなくなったときは、旅客及び荷送人は契約の解除をすることができる。この場合において、鉄道は、既に行つた運送の割合に応じて、運賃その他の費用を請求することができる。

第十八条 旅客は、鉄道係員の請求があつたときは、何時でも乗車券を呈示して検査を受けなければならない。

② 有効な乗車券を所持せず、又は乗車券の検査を拒み、又は取集の際にこれを渡さない者は、鉄道運輸規程の定めるところにより、割増賃金を支払わなければならない。

③ 前項の場合において、乗車停車場が不明であるときは、その列車の出発停車場より運賃を計算する。乗車等級が不明であるときは、その列車の最優等級により運賃を計算する。

第十八条の二 第三条、第六条から第十三条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定は、鉄道と通し運送を行う場合における船舶、軌道、自動車又は索道による運送について準用する。

第十八条の三 鉄道と船舶と通し運送を行う場合の運送については、請求により、荷送人は全運送に対して運送状を交付することができる。

② 前項の場合においては、荷送人の請求により、全運送に対して貨物引換証を交付しなければならない。

③ 前二項の運送状又は貨物引換証については、鉄道運送における運送状又は貨物引換証に関する規定を準用する。

第十八条の四 前二条の規定の適用を受けるべき船舶に依る運送の区間及びその運送業者は、国土交通省令で定める。

<p>第二章 鉄道係員</p> <p>第十九条 鉄道係員ノ職制ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第二十条 鉄道事業者ハ鉄道係員ノ服務規程ヲ定ムベシ</p> <p>第二十一条 国土交通大臣ハ鉄道係員タルニ要スル資格ヲ定ムルコトヲ得</p> <p>第二十二条 旅客及公衆ニ対スル職務ヲ行フ鉄道係員ハ一定ノ制服ヲ著スヘシ</p> <p>第二十三条 削除</p> <p>第二十四条 鉄道係員職務取扱中旅客若ハ公衆ニ対シ失行アリタルトキハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス</p> <p>第二十五条 鉄道係員職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リ旅客若ハ公衆ニ危害ヲ醸スノ虞アル所為アリタルトキハ三月以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第二十六条 鉄道係員旅客ヲ強ヒテ定員ヲ超エ車中ニ乗込マシメタルトキハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス</p> <p>第二十七条 削除</p> <p>第二十八条 鉄道係員道路踏切ノ開通ヲ怠リ又ハ故ナク車両其ノ他ノ器具ヲ踏切ニ留置シ因テ往来ヲ妨害シタルトキハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス</p>	<p>第二章 鉄道係員</p> <p>第十九条 鉄道係員の職制は、国土交通省令で定める。</p> <p>第二十条 鉄道事業者は、鉄道係員の服務規程を定めなければならない。</p> <p>第二十一条 国土交通大臣は、鉄道係員に要する資格を定めることができる。</p> <p>第二十二条 旅客及び公衆に対する職務を行う鉄道係員は、一定の制服を着用しなければならない。</p> <p>第二十三条 削除</p> <p>第二十四条 鉄道係員が職務取扱中に旅客又は公衆に対して失行をしたときは、二万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>第二十五条 鉄道係員が職務上の義務に違背し、又は職務を怠り旅客若しくは公衆に危害を醸す虞のある行為を行ったときは、三月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十六条 鉄道係員が旅客を強いて定員を超えて車中に乗り込ませたときは、二万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>第二十七条 削除</p> <p>第二十八条 鉄道係員が道路踏切の開通を怠り、又は理由なく車両その他の器具を踏切に留置し、よって往来を妨害したときは、二万円以下の罰金又は科料に処する。</p>
<p>第三章 旅客及公衆</p> <p>第二十九条 鉄道係員ノ許諾ヲ受ケスシテ左ノ所為ヲ為シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス</p> <p>一 有効ノ乗車券ナクシテ乗車シタルトキ</p> <p>二 乗車券ニ指示シタルモノヨリ優等ノ車ニ乗リタルトキ</p> <p>三 乗車券ニ指示シタル停車場ニ於テ下車セサルトキ</p> <p>第三十条 託送手荷物又ハ運送品ノ種類又ハ性質ヲ詐称シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス記名乗車券ヲ買取ムル際氏名ヲ詐称シタル者亦同シ</p> <p>第三十条ノ二 前二条ノ所為ハ鉄道ノ告訴アルニ非ザレバ公訴ヲ提起スルコトヲ得ズ</p> <p>第三十一条 鉄道運送ニ関スル法令ニ背キ火薬類其ノ他爆発質危険品ヲ託送シ又ハ車中ニ携帯シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス</p> <p>第三十二条 列車警報機ヲ濫用シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス</p> <p>第三十三条 旅客左ノ所為ヲ為シタルトキハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス</p> <p>一 列車運転中乗降シタルトキ</p> <p>二 列車運転中車両ノ側面ニ在ル車扉ヲ開キタルトキ</p> <p>三 列車中旅客乗用ニ供セサル箇所ニ乗リタルトキ</p>	<p>第三章 旅客及び公衆</p> <p>第二十九条 鉄道係員の許諾を受けずに左の行為を行った者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>一 有効な乗車券がないまま乗車したとき。</p> <p>二 乗車券に指示したものより優等の車に乗ったとき。</p> <p>三 乗車券に指示した停車場において下車しないとき。</p> <p>第三十条 託送手荷物又は運送品の種類又は性質を詐称した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。記名乗車券を買い求める際に氏名を詐称した者も、同様とする。</p> <p>第三十条の二 前二条の行為は、鉄道の告訴がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>第三十一条 鉄道運送に関する法令に背いて火薬類その他爆発質危険品を託送し、又は車中に携帯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>第三十二条 列車警報機を濫用した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>第三十三条 旅客が左の行為を行ったときは、二万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>一 列車運転中に乗降したとき。</p> <p>二 列車運転中に車両の側面にある車扉を開いたとき。</p> <p>三 列車中の旅客乗用に供しない箇所に乗ったとき。</p>

<p>第三十四条 制止ヲ肯セスシテ左ノ所為ヲ為シタル者ハ十円以下ノ科料ニ処ス</p> <p>一 停車場其ノ他鉄道地内吸煙禁止ノ場所及吸煙禁止ノ車内ニ於テ吸煙シタルトキ</p> <p>二 婦人ノ為ニ設ケタル待合室及車室等ニ男子妄ニ立入りタルトキ</p> <p>第三十五条 鉄道係員ノ許諾ヲ受ケスシテ車内、停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ旅客又ハ公衆ニ対シ寄附ヲ請ヒ、物品ノ購買ヲ求メ、物品ヲ配付シ其ノ他演説勧誘等ノ所為ヲ為シタル者ハ科料ニ処ス</p> <p>第三十六条 車両、停車場其ノ他鉄道地内ノ標識掲示ヲ改竄、毀棄、撤去シ又ハ灯火ヲ滅シ又ハ其ノ用ヲ失ハシメタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス</p> <p>② 信号機ヲ改竄、毀棄、撤去シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>第三十七条 停車場其ノ他鉄道地内ニ妄ニ立入りタル者ハ十円以下ノ科料ニ処ス</p> <p>第三十八条 暴行脅迫ヲ以テ鉄道係員ノ職務ノ執行ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>第三十九条 車内、停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ発砲シタル者ハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス</p> <p>第四十条 列車ニ向テ瓦石類ヲ投擲シタル者ハ科料ニ処ス</p> <p>第四十一条 第四条ノ規定ニ違反シ伝染病患者ヲ乗車セシメタル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス伝染病患者其ノ病症ヲ隠蔽シテ乗車シタルトキ亦同シ</p> <p>② 前項ノ場合ニ於テ途中下車セシメタルトキト雖既ニ支払ヒタル運賃ハ之ヲ還付セス</p> <p>第四十二条 左ノ場合ニ於テ鉄道係員ハ旅客及公衆ヲ車外又ハ鉄道地外ニ退去セシムルコトヲ得</p> <p>一 有効ノ乗車券ヲ所持セス又ハ検査ヲ拒ミ運賃ノ支払ヲ肯セサルトキ</p> <p>二 第三十三条第三号ノ罪ヲ犯シ鉄道係員ノ制止ヲ肯セサルトキ又ハ第三十四条ノ罪ヲ犯シタルトキ</p> <p>三 第三十五条、第三十七条ノ罪ヲ犯シタルトキ</p> <p>四 其ノ他車内ニ於ケル秩序ヲ紊ルノ所為アリタルトキ</p> <p>② 前項ノ場合ニ於テ既ニ支払ヒタル運賃ハ之ヲ還付セス</p> <p>第四十三条 削除</p>	<p>第三十四条 制止に従わずに左の行為を行った者は、科料に処する。</p> <p>一 停車場その他鉄道地内の吸煙禁止の場所及び吸煙禁止の車内において吸煙したとき。</p> <p>二 女子のために設置した待合室及び車室等に男子がみだりに立ち入ったとき。</p> <p>第三十五条 鉄道係員の許諾を受けずに、車内、停車場その他鉄道地内において、旅客又は公衆に対して、寄附を請い、物品の購買を求め、物品を配付し、その他演説勧誘等の行為を行った者は、科料に処する。</p> <p>第三十六条 車両、停車場その他鉄道地内の標識掲示を改竄し、毀棄し、若しくは撤去し、又は灯火を滅し、若しくはその用を失わせた者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>② 信号機を改竄し、毀棄し、又は撤去した者は、三年以下の懲役に処する。</p> <p>第三十七条 停車場その他鉄道地内にみだりに立ち入った者は、科料に処する。</p> <p>第三十八条 暴行又は脅迫を用いて鉄道係員の職務の執行を妨害した者は、一年以下の懲役に処する。</p> <p>第三十九条 車内、停車場その他鉄道地内において発砲した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>第四十条 列車に向かって瓦石類を投擲した者は、科料に処する。</p> <p>第四十一条 第四条の規定に違反して伝染病患者を乗車させた者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。伝染病患者がその病症を隠蔽して乗車したときも、同様とする。</p> <p>② 前項の場合においては、途中下車させたときであっても、既に支払った運賃は、還付しない。</p> <p>第四十二条 左の場合において、鉄道係員は旅客及び公衆を車外又は鉄道地外に退去させることができる。</p> <p>一 有効な乗車券を所持せず、又は検査を拒み、運賃の支払をしようとしなないとき。</p> <p>二 第三十三条第三号の罪を犯し、鉄道係員の制止に従わないとき又は第三十四条の罪を犯したとき。</p> <p>三 第三十五条、第三十七条の罪を犯したとき。</p> <p>四 その他車内における秩序を乱す行為を行ったとき。</p> <p>② 前項の場合においては、既に支払った運賃は、還付しない。</p> <p>第四十三条 削除</p>
--	--

【参考】

罰金等臨時措置法（昭和二十三年十二月十八日法律第二百五十一号）（最終改正：平成三年四月一七日法律第三十一号による）

第二条 刑法（明治四十年法律第四十五号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）及び経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の罪以外の罪（条例の罪を除く。）につき定めた罰金については、その多額が二万円に満たないときはこれを二万円とし、その寡額が一万円に満たないときはこれを一万円とする。ただし、罰金の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、その罰金の額が一万円に満たないときは、これを一万円とする。

3 第一項の罪につき定めた科料で特にその額の定めのあるものについては、その定めがないものとする。ただし、科料の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。

第三条 法律で命令に罰金の罰則を設けることを委任している場合において、その委任に基づいて規定することができる罰金額の最高限度が二万円に満たないときは、これを二万円とする。